

# 2020 年度豊岡市定住促進事業補助金

## 事業概要

### 移住に係る支援（都市部から本市に転職、起業等をする者に係る支援）

移住者が、豊岡市移住定住促進 WEB サイト「飛んでるローカル豊岡」(<http://tonderu-local.com/>)（以下 WEB サイト）に掲載されている不動産業者（以下不動産業者、別紙参照）の管理するアパート、マンション等（以下集合住宅）を購入又は賃借するにあたり、当該物件への引っ越し費用等に係る費用の一部、第一種運転免許の取得に係る費用の一部及びインターネット環境整備に係る初期費用の一部を補助します。

## 対象経費

- (1) 集合住宅への入居に係る引越し費用（業者に委託して行う場合に限る。）
- (2) 第一種運転免許の取得に要する費用。ただし、次に掲げるいずれかの期間に市内の自動車教習所において教習を受け、かつ、第一種運転免許を取得する場合に限る。
  - ア 移住した日の属する月の 12 箇月前までの期間
  - イ 移住した日の属する月の 12 箇月後までの期間
- (3) 移住先の WEB サイトに掲載されている住宅（以下住宅）又は集合住宅のインターネット環境の整備に係る初期費用

## 対象者

- (1) 市内に住宅又は集合住宅を購入又は賃借する者
- (2) 移住に当たって市内で勤務する者（市内に事業所を有する企業への転職を行うもの、現在の職業を引き続き市で行う者（市内で既に設立されている事業所への転勤、出向等の職務上の理由で移住する者を除く。）又は移住後に市内で起業する者に限る。）
- (3) 移住に当たって転出及び転入する地域が豊岡市地域おこし協力隊設置要綱第 3 条第 1 号アからウに掲げるいずれかの要件に該当する者
- (4) 市が備える住民基本台帳に記載されることができる者
- (5) 転入の理由が、市が備える住民基本台帳に記載されている者との婚姻でない者
- (6) 地域おこし協力隊員でない者

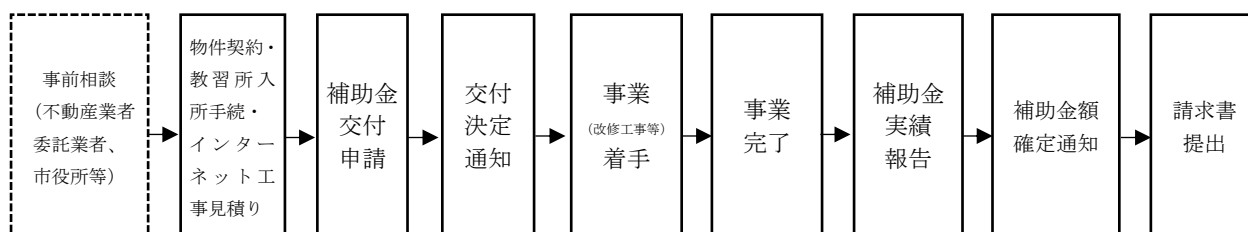
## 補助率・補助限度額

- (1) 業者に委託して行う集合住宅への引越し費用  
対象経費の10分の10以内、20万円を限度（100円未満切捨て）
- (2) 第一種運転免許の取得に要する費用  
対象経費の10分の10以内、10万円を限度（100円未満切捨て）
- (3) 移住先の住宅又は集合住宅のインターネット環境の整備に係る初期工事費用  
対象経費の10分の10以内、2万円を限度（100円未満切捨て）

## その他の条件

- (1) 対象経費について1世帯につきそれぞれ1回申請することができる。
- (2) 住宅の借り受人が住宅から退去した場合、借り受人は補助金による改修資産を放棄する。
- (3) 当該補助金の交付を受けた者が、5年以上定住しない場合は、補助金の返還を求める場合がある。

## 申請手続の流れ



- ・ 移住先の物件にかかる**売買又は賃貸契約後、改修等事業開始前に**補助金交付申請
- ・ 事業完了後、実績報告書・請求書を提出
- ・ 申請書類は、豊岡市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.toyooka.lg.jp/www/contents/1491522890278/index.html>

《締切》

- (1) 補助金申請（予算が無くなった時点で終了）
- (2) 補助事業の完了 本年度内
- (3) 補助金実績報告・請求書提出 本年度内

## その他留意事項

- (1) 工事の内容の変更に伴い補助金額が申請時よりも**増額**となる場合、及び申請内容が大きく変わる場合は**変更申請が必要**になります。
- (2) 第一種運転免許取得に要する費用補助は、1世帯当たり1人限りです。

### 【問合せ】

豊岡市環境経済課 定住促進係 〒668-8666 豊岡市中央町2-4  
TEL : 0796-21-9096 FAX : 0796-22-3872 MAIL : toyocome@city.toyooka.lg.jp

# 「飛んでるローカル豊岡」協力不動産業者

2020年9月7日 現在

受付番号	名称 (受付順)	住所	電話番号	FAX番号
1	アーサー企画㈱	668-0221 豊岡市出石町町分43-2	0796-52-7030	0796-52-0333
2	寿多実建設㈱	668-0875 豊岡市百合地660-50	0796-23-4636	0796-23-4658
3	友田建設㈱	668-0041 豊岡市大磯町4-5	0796-22-5388	0796-24-2580
4	㈱サンライズ不動産サービス 本店	668-0033 豊岡市中央町9-5	0796-22-8800	0796-22-8808
	㈱サンライズ不動産サービス 駅前店	668-0032 豊岡市千代田町9-9	0796-22-5600	0796-22-6700
5	㈱上杉工務店	668-0014 豊岡市野田177-2	0796-22-0701	0796-24-1873
6	㈱ビーレックス	668-0024 豊岡市寿町10-22	0796-29-3733	0796-29-3730
7	高柴商事㈱	667-0113 養父市藪崎1051	079-664-1211	079-664-1600
8	にしむら家	668-0013 豊岡市中陰152-1-101	0796-34-6565	0796-34-6565
9	㈱老昭商事	668-0053 豊岡市九日町中町132-6	0796-24-3747	0796-24-5047
10	ワンリーフ不動産	669-5322 豊岡市日高町府市場467-1	0796-20-4302	0796-20-4286
11	㈱クレス 本店	668-0051 豊岡市九日市上町28-5	0796-24-7070	0796-24-6789
	㈱クレス ビタットハウス豊岡店	668-0027 豊岡市若松町6番35号	0796-29-2453	0796-29-2456
	㈱クレス 日高店	669-5302 豊岡市日高町岩中208	0796-43-1177	0796-43-2277
12	㈱ジェイエイサポート	668-0011 豊岡市上陰178-1	0796-24-8222	0796-24-8154
13	㈱マルテン	668-0204 豊岡市出石町宮内168-1	0796-52-5658	0796-52-5958
14	㈱こうのとり不動産	668-0013 豊岡市中陰638-1	0796-26-5515	0796-26-5505
15	松本建設不動産部	669-6543 美方郡香美町香住区若松497-1-2	0796-36-2870	0796-36-2870
16	㈱ライフフィット 豊岡店	668-0064 豊岡市高屋992-5	0796-26-6565	0796-26-6566
	㈱ライフフィット 本社	668-0023 豊岡市加広町3-28	0796-24-2011	0796-24-2077
17	㈱寿商事	668-0024 豊岡市寿町2-20	0796-22-2436	0796-24-1778
18	㈱カチタス豊岡店	668-0023 豊岡市加広町41-1	0796-29-3129	0796-29-3130
19	㈱共栄建設工業	669-5341 豊岡市日高町国分寺254	0796-42-3131	0796-42-1722
20	大栄商事有限会社	669-5341 豊岡市日高町国分寺400-12	0796-42-1398	0796-42-3819
21	アル不動産㈱	668-0024 豊岡市寿町4-9	0796-29-0039	0796-29-0056
22	幸栄不動産建設㈱豊岡駅前店	668-0031 豊岡市大手町1-25	0796-24-7384	0796-24-2893
23	㈱徳網建設	668-0254 豊岡市出石町中村938	0796-52-3259	0796-52-3261
24	袖長建設有限会社	668-0852 豊岡市江本435-1	0796-22-7303	0796-24-3634
25	株式会社 伸栄	668-0015 豊岡市一日市1676番地の17	0796-24-6350	0796-24-9577
26	泉友不動産	668-0246 豊岡市出石町日野辺776-18	0796-52-4519	0796-52-6302
27	㈱川見建設	668-0221 豊岡市出石町町分252	0796-52-3500	0796-52-5921
28	三和商事㈱	668-0063 豊岡市正法寺628	0796-22-8003	0796-22-8004

豊岡市地域おこし協力隊設置要綱

平成26年1月9日豊岡市告示第24号

改正 令和2年6月25日豊岡市告示第234号

(設置)

第1条 人口減少及び高齢化等が進行する本市において、地域外の人材を積極的に招致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化に資することを目的として、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日総務事務次官通知)に基づき、豊岡市地域おこし協力隊を設置する。

(活動)

第2条 豊岡市地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、地域力の維持及び強化に資する次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域内の組織又は団体等による自主的活動の支援
- (2) 地域の課題の解決を図るための活動
- (3) 地域力の維持及び強化に資するため必要な活動
- (4) その他目的達成のため市長が必要と認める活動

(委嘱)

第3条 隊員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であつて、本市の住民基本台帳に記録されることができるもの
  - ア 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県(以下「3大都市圏」という。)のうち過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)により指定された地域(以下「条件不利地域」という。)を有しない市区町村から生活の拠点を本市へ移すことができる者
  - イ 指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)のうち条件不利地域以外の地域から生活の拠点を本市へ移すことができる者
  - ウ 3大都市圏以外の条件不利地域を有しない市町村から生活の拠点を本市の条件不利地域へ移すことができる者
  - エ 本市以外において地域おこし協力隊員として同一地域での活動